

米国の関税措置への対応に関する要望について（新規）

米国のトランプ大統領による相互関税の導入は、地域の中小・小規模事業者への直接的・間接的な影響が危惧されます。当所をはじめとする全国の商工会議所は令和7年4月3日から「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設し、事業者からの相談に応じているところであります。

米国による一方的な関税措置は、群馬県内特に自動車関連産業が多い東毛地区の製造業や関連中小・小規模企業に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

こうした危機的な状況に地域経済を牽引する群馬県並びに各自治体は一層の連携と実効性のある対策を講じていただきたく、次の事項を強く要望するものであります。

1. 特に影響の大きい自動車産業をはじめとする製造業やサプライチェーン企業、サービス業、農林水産業などの中小・小規模事業者すべてが安心して事業継続できるよう、多様な経営サポートや資金繰り支援など、あらゆる手立てを速やかに講じられたい。
2. 資金支援策としては、今後の経営資金の調達に関する支援策を早急に取りまとめ、コロナ対策に匹敵するような規模の対応を図ること。
3. 地方創生の観点からも、地域の経済がそれぞれの実情に応じたきめ細かな事業活動を展開できるよう、状況変化に応じた様々な支援策を講じること。

桐生市からの回答

米国の関税措置につきましては、我が国は、令和7年4月に相互関税として24%の関税率が示され、8月1日には25%に改められ、その後の政府間交渉の結果、8月7日から15%に決定しました。

こうした中、本市では、市内企業への訪問等により聞き取り調査を行うとともに、市内金融機関等を集めた意見交換を行うなどして市内経済への影響調査を行っており、さらには、群馬県米国関税対策会議に参画し、群馬県とも連携しながら県内経済の状況把握に努めているところです。

現時点では関税の影響は顕著な形で表れていない状況と認識しておりますが、引き続き、貴会議所や金融機関などの関係機関との連絡を密にしながら影響の把握に努め、経済環境に大きな変化が生じた場合は、国や群馬県との連携のもと、状況に合わせた対策を迅速に検討してまいりたいと考えております。

[回答担当] 産業経済部商工振興課商業金融担当